

第 1 4 回和光市景観審議会

令和 3 年 1 0 月 4 日（月） 5 0 3 会議室

第 1 4 回和光市景観審議会			
開 催 日	令和 3 年 1 0 月 4 日 (月)	開会時間	午後 3 時 0 0 分
会 場	和光市役所 5 階 5 0 3 会議室	閉会時間	午後 4 時 3 0 分
委 員 の 出 欠	出席	欠席	事務局
	戸井原 章 榎本 克実 入澤 重哉 藤田 雅彦 西原 美帆 稲葉 修		建設部長 漆原 博之 都市整備課長 小賀坂 真志 都市整備課計画担当 統括主査 高橋 茂 主任 松本 和恵 主事 菊永 翔平
			傍聴者 0 名
議 案	(1) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について(報告) (2) 和光市景観条例について (3) 和光市屋外広告物条例について (4) 今後の進め方について		

発言者	議 事
都市整備課長	お待たせいたしました。ただいまから第 1 4 回和光市景観審議会を開催いたします。和光市景観条例施行規則第 3 6 条第 5 項の規定により委員の半数以上が出席されておりますので、審議会は成立いたしております。 また、現在のところ本日の審議会に傍聴を希望される方がいらっしゃいませんが、審議中に傍聴希望者がいらした場合は入室していただきますので予めご了承ください。 議事に入ります前に、事務局を代表して建設部長より開会の挨拶を申し上げます。建設部長よろしくお願いします。
建設部長	本日は、ご多用中にもかかわらず、和光市景観審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、第 6 期となる景観審議会委員をお引き受けいただきありがとうございます。皆様には日頃から市の景観形成事業の推進にあたり、多大なご尽力を賜り、重ねてお礼申し上げます。 1 年延期とはなりましたが、夏にはオリンピック、パラリンピックが開催されまし

た。このオリンピック、パラリンピックの開催に向けて、景観審議会では第10回から第12回でご審議のうえ、平成31年4月5日に「和光市駅南口駅前広場における景観形成方針」を策定しました。またこの方針に基づき実施した和光市駅南口の景観整備の状況について、前回（第13回）の和光市景観審議会で、現地視察とともにご報告をさせていただきました。

本来であれば射撃競技の開催地として観戦に多くの方が和光市を訪れるはずでありましたが、残念ながら無観客での開催となってしまう、とても残念な思いであります。

さて本日の審議会では、前回の景観審議会でご報告した景観重要建造物、景観重要樹木を令和3年3月3日に指定いたしましたので、その報告をさせていただくとともに、和光市景観条例の改定及び和光市屋外広告物条例の策定について、それぞれご審議いただくこととしております。

景観施策は、市民の方のまちへの愛着や誇りを育むとともに、総合振興計画の目標像の1つである「シビックプライド」を持っていただくことにつながる重要な施策になります。委員の皆様には、忌憚のない議論をしていただくようお願いして私の挨拶とさせていただきます。

都市整備課長

ありがとうございます。会を進めます前に、令和2年10月1日付けで、前審議会委員の任期満了に伴いまして、新委員の任命がございましたので、ご紹介させていただきます。それでは、配布資料の委員名簿の順にご紹介いたしますので、委員の皆様におかれましては、紹介後に一言挨拶を賜りたくお願いします。

初めに、和光市景観審議会条例第23条第2項第1号委員、学識経験を有する者として戸井原章委員でございます、よろしくお願いします。

戸井原委員

《戸井原委員挨拶》

都市整備課長

同じく学識経験を有する者としまして入澤重哉委員でございます、よろしくお願いします。

入澤委員

《入澤委員挨拶》

都市整備課長

次に、同条例第23条第2項第2号委員、関係団体を代表する者としまして榎本克実委員でございます、よろしくお願いします。

榎本委員

《榎本委員挨拶》

都市整備課長	同じく関係団体を代表する者として藤田雅彦委員でございます、よろしくお願いいたします。
藤田委員	《藤田委員挨拶》
都市整備課長	続きまして、同条例第23条第2項第3号委員、公募による市民としまして、西原美帆委員でございます、よろしくお願いいたします。
西原委員	《西原委員挨拶》
都市整備課長	同じく公募による市民としまして、稲葉修委員でございます、よろしくお願いいたします。
稲葉委員	《稲葉委員挨拶》
都市整備課長	ありがとうございました。 次に、事務局の自己紹介をさせていただきます。
事務局	《事務局 自己紹介》
都市整備課長	それでは議事に入ります。和光市景観審議会は、和光市景観審議会条例施行規則第36条第4項の規定において、会長が議長を務めることになっておりますが、令和2年10月1日付で委員の任命がありましたことから、現在、会長職及び副会長職が空席であります。会長が選出されるまでの間、進行を仮議長の建設部長にかわりますので、ご了承ください。
建設部長	それでは、会長が選出されるまで議事の進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。只今、事務局から説明がありましたように、会長職に空席が生じております。和光市景観審議会条例施行規則第36条第1項の規定によりまして、委員の互選により定めるものとされております。前任期では会長を戸井原委員に務めていただきました。今回はいかがいたしましょうか。どなたか立候補される方はいらっしゃいますか。 では、誰か推薦したいという候補はいませんか。
藤田委員	前回会長としてこの会をしっかりとまとめていただいた実績と経験のある戸井

原委員を推薦いたします。

建設部長

ありがとうございます。ただ今、藤田委員より戸井原委員の推薦がありました
が、皆様ご異議はございませんか？

委員一同

《異議なし》

建設部長

異議なしとの発言がありましたので、戸井原委員が会長に選出されました。戸
井原委員には、会長席の方へお移りいただきたいと思います。

議事の進行につきましては、和光市景観審議会条例施行規則第36条第4項の
規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、ここからの進行に
つきましては、会長をお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶を頂きたい
と思いますので、お願いします。

戸井原会長

まずは、推薦いただき御礼申し上げます。私自身会長として6年間の計3期や
らせていただけてますが、みなさまのご意見を聞きながらこの景観審議会では一歩
一歩和光市の景観が前に進んでいることを実感しています。景観は漠然とした概
念でありまして、他の技術的なものと同じようにすべてが数値化できるわけでは
ございません。景観の中で数値化できるのが、色調や色彩ぐらいとなっています。
一番大事なのはそこに暮らす人たちが住みやすいような景観を作ることであり、
地域の景観については地域の住民の方が大変詳しいと思います。従いまして、地
域の住民の意見が重要になってくると思います。そういった意味では地域に住ま
われてている委員の皆様の地域の実情などの意見を反映させながら進めていき
たいと考えております。よろしくお願いします。

それでは、議事を進めます。

先ほどの事務局の説明にもありましたように、新たな委員の任命に伴いまして、
副会長職に空席が生じております。和光市景観審議会条例施行規則第36条第1
項の規定によりまして、副会長は、委員の互選により定めるものとされてお
ります。いかがいたしましょうか。どなたか立候補される方はいらっしゃいますか。
自薦他薦問いませんので、いかがでしょうか。

藤田委員	地域に密接している自治会連合会の理事であり、委員の経験もある榎本委員はいかかでしょうか？
戸井原会長	ありがとうございます。ただ今、藤田委員より榎本委員の推薦がありましたが、皆様ご異議はございませんか？
	《異議なし》
戸井原会長	それでは、副会長になられた榎本委員より一言ご挨拶を頂きたいと思いますので、お願いします。
榎本副会長	推薦ありがとうございます。今回副会長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
戸井原会長	ありがとうございました。それでは議事に入ります。まずは、議題(1)報告事項「景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について」です。事務局より説明をお願いします。
事務局	本日の審議会におきましては、事前にお配りしました資料に沿いまして説明いたします。資料が不足している等ございましたらお申し出ください。 それでは議題(1)景観重要建造物及び景観重要樹木の指定についてご報告いたします。 初めての方もいらっしゃると思うので、まず、景観重要建造物、樹木とは何かということについてご説明させていただきます。 参考資料の和光市景観計画の36、37ページをご覧ください。 こちらに記載の通り、良好な景観を形成している又は形成することが望ましい建造物、樹木について、指定の方針により、指定を行っています。 本編に戻ります。和光市では、令和2年度に景観重要建造物と景観重要樹木をそれぞれ1件ずつの指定を行いました。1件目が景観重要建造物第2号として、令和3年3月3日に「第四小学校C1285蒸気機関車」です。 概要になりますが、第四小学校の蒸気機関車は、1934年に製造されてから、1969年まで、実際に機関車として働き、当時の第四小学校のPTAと町の協力によって、1970年から約半世紀に渡り、和光市立第四小学校の校庭に配置している歴史的・文化的価値が高い建造物となっています。全国的にも学校敷地内に蒸気機関車が飾られているところは、まれであり、学校行事でも記念撮影の場所となっています。その文化的な景観を残すことが強く望まれることから景観重要建造物として指定を行いました。補足資料としてC1285蒸気機関車の年表などが示された第四小学校の敷地内の掲示を添付しています。

2件目が景観重要樹木第1号として、令和3年3月3日に長照寺の「イチョウ」です。

概要になりますが、和光市指定文化財の長照寺の大いちょうは、樹齢推定700年とされ、埼玉県下でも有数な大木となっており、歴史的・文化的価値が高い樹木となっています。景観としての魅力も高く、春から夏にかけては青々とした葉が生い茂り、秋には見事な黄葉となり、雄大な景観となっています。その見事な景観を残すことが強く望まれることから景観重要樹木として指定を行いました。こちらは、補足資料として、和光市天然記念物指定の標識を添付しています。

以上2件と平成26年に景観重要建造物第1号として指定した「ふるさと民家園」と併せて、和光市では合計3件の指定をしています。報告は以上となります。

戸井原会長 ありがとうございました。ただ今の議題(1)報告事項「景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について」、何かご意見、ご質問ありますでしょうか？

入澤委員 はい。

戸井原会長 はい、入澤委員お願いします。

入澤委員 毎年、景観重要建造物や景観重要樹木について数件指定しているのでしょうか？

事務局 景観重要建造物や景観重要樹木については、毎年指定しているものではなく、このような指定について、公募を募ったところ、この3件(ふるさと民家園、第四小学校C1285蒸気機関車、イチョウ)が市民及び、事務局から推薦されました。景観審議会の中でこの3件について審議していただき、指定の方向となった経緯がございます。今後は、次の議題になりますが、指定したものの支援方法について検討していきたいと考えております。

戸井原会長 現段階では、景観重要建造物や景観重要樹木を新たに指定していくということではなく、指定したものをどのように支援していくかを検討していくということによろしいでしょうか？

事務局 その通りです。

稲葉委員 今回指定した景観重要建造物(第四小学校C1285蒸気機関車)について、学校敷地内にありますが、中に入って見たり、又は中で写真を撮ったりすることは可能なのでしょうか？

事務局 第四小学校の入学式や卒業式などで記念撮影のスポットとして活用されることが多いです。また、学校前の歩道から蒸気機関車については見ることは可能です。しかし、先ほどおっしゃられ

たように学校敷地内にあり、生徒への安全の配慮等を考えると一般の方が、学校の許可なく、中に入ることは難しいと思われます。

稲葉委員

最近、電車を撮る方が増えてきており、そういった方達からの相談等がある可能性もあるので何か準備をした方が良いかもしれませんね。

事務局

蒸気機関車の所有者が第四小学校であり、まだ具体的なことは決まっていますが、今後支援方法について相談する機会があった際にこういった話があったことを報告させていただきたいと思います。

戸井原会長

指定した景観重要建造物及び景観重要樹木については、市民の方の飛びつき方も様々であり、多くの市民に知っていただくことが大事であると考えます。指定したものについてどのように市民に活用していくのかあるいは保存していくのか。今後も検討をしていただければと思います。他はいいのでしょうか？他に質問も無いようですので、質疑を終了いたします。次に進みます。

議題(2)「和光市景観条例について」です。事務局よりお願いします。

事務局

議題(2)「和光市景観条例について」説明させていただきます。本編資料(2)をご覧ください。

1では景観重要建造物・景観重要樹木の現状・課題についてをお示ししております。

①の現状について

先ほど委員の皆様にもお話いただいたように和光市では景観法に基づき、今までに景観重要建造物・景観重要樹木を計3件指定しましたが、景観条例には支援の項目についての記載がなく、景観計画にも支援を検討するとの記載があるのみであり、今後についてどのように支援していくかを具体的に示せるようなものがない状態です。

②課題について

市が指定した景観重要建造物や景観重要樹木を支援できる根拠がない状況となっています。

③今後について

景観審議会にて景観重要建造物や景観重要樹木の支援の方法、今後どのように支援していくのか方向性を確認し、景観条例や景観計画の変更について検討していきたいと思います。

2. 和光市景観条例について

では具体的にどのような内容について進めて行くかについて、別紙の資料を用いて説明していきたいと思います。

①和光市景観条例改定におけるロードマップ

資料2-1をご覧ください。こちらは、和光市景観条例改定におけるロードマップについて示したものになっております。まず、和光市景観条例改定の目的についてですが、まちの魅力を高める良好な景観づくりを推進するため、その活動を支援する制度等が必要になってくると考えて

おり、景観形成支援制度の策定にあたり、和光市景観計画及び和光市景観条例の改定を目的としています。

続きまして、条例の主な内容についてです。

既存法令である「和光市景観条例」この中に支援項目を追加したいと考えております。これは例えになりますが、良好な景観形成を推進するため、技術的な支援または予算の範囲において財政的に支援をできるような内容を入れたいと考えております。この内容につきましては1参考事例となりますが、朝霞市の景観形成補助金制度の中に示されております。

次に策定手順についてですが、上位計画や関連計画の策定・改定に基づいて景観条例策定が必要であり、現在の和光市の状況、また今後について図で示しております。水色の部分となりますが、現在、令和2年から令和3年にかけてまして、和光市都市計画マスタープランを策定中となっております。この中で、景観重要建造物・景観重要樹木の保全・活用について位置づけることが一つ。黄色部分は、昨年度終わったところになりますが、景観重要建造物・景観重要樹木の指定を行いました。この二つ(水色と黄色)に即した形で緑色の部分になりますが、来年度以降に和光市景観計画を進めていければと考えております。内容としましては、景観重要建造物・景観重要樹木の支援について市の条例を明記する形で進めていくことを一つの案として考えています。景観計画の改訂を進めていくなかで、手続きとしてこの景観審議会、また都市計画審議会、変更案についてパブリックコメントを経ていく必要があります。この景観計画を実際に担保するものとして併せて見直しの検討していきたいのが、赤色部分の和光市景観条例となります。和光市景観条例には、この通りとなるかわかりませんが、先ほど例としてあげさせていただいた朝霞市のような支援項目について追加していきたいと考えております。条例の改正時期については、和光市景観計画の進捗にもよりますが、関連して仕上げていく形となります。手続きとして、市の内部のこととなりますが、市条例の改正協議、市議会による承認等を経る必要があります。

②近隣市の支援制度の例として

資料2-2に入ります。こちらは、先ほどお話しした朝霞市の景観形成補助金制度の概要となっております。朝霞市のホームページでも確認できる資料となっております。参考例としてお示します。朝霞市では、景観重要建造物・景観重要樹木の2つの項目以外に景観資源、良好な景観形成という他のメニューがあります。和光市としましては朝霞市の制度について勉強しながら、今後どのような制度で進めていけば良いか参考にしていければと思います。ページ左側の2【根拠】についてご覧ください。ここが今回案として考えているところであります。朝霞市景観条例第33条(支援)市長は、良好な景観の形成を推進するため、次にあげるものに対して、技術的な支援又は予算の範囲内において財政的な支援をすることができるとあります。現在、和光市にはこの文がなく、これに相当するものをできれば良いと考えています。

続きまして、資料2-3に入ります。こちらは資料2-2と、和光市の景観条例とどこが変わるのかを対比したものになっています。ページ右側の2.根拠についてご覧ください。和光市では、○和光市景観条例第3条第3項に(市の責務)市は、市民及び事業者による良好な景観形成に関す

る取組みを支えるために適切な支援を行うように努めなければならない。とあり、和光市は根拠について、今この文しかない状態となっています。この根拠だけだと支援の内容を具体化するの
は難しいと考えており、本編でもあったように課題としてあげさせていただいています。

③景観重要建造物及び景観重要樹木の現状について

資料2-3をご覧ください。こちらは和光市の景観重要建造物及び景観重要樹木の現状についてまとめ、評価を行い、今後の支援案についてあげています。

新倉ふるさと民家園(景観重要建造物第1号)

関連している生涯学習課が業務委託を行い、管理を行っています。日常的な清掃や草木の剪定はもちろん、民家園木部等緊急補修修繕費も計上されており、都市整備課としては、現状での支援に問題はないと考えております。

第四小学校C1285蒸気機関車(景観重要建造物第2号)

以前は、C1285蒸気機関車再生の会が、蒸気機関車の塗装や周りの柵の作成などの活動を行っていましたが、メンバーが高齢ということもあり、現在は、会としての活動がなく、市の支援の検討が必要になると考えています。今後、関連する教育総務課とどのような支援ができるかを検討していきたいと思っておりますが、都市整備課の方としては、将来的にC1285蒸気機関車再生の会のような団体の支援が発生した場合、支援可能な制度を考える必要があると思っております、その内容を景観計画などに盛り込みたいと考えております。

大イチョウ(景観重要樹木第1号)

こちらは、長照寺の敷地内にある大木となっており、現在は、公民館の市民ボランティアが落ち葉掃きを実施しています。過去の支援では、和光市の天然記念物に指定されていることもあり、平成22年にイチョウの詳細診断を実施しましたが、NPO法人樹木生態研究会の研修事業として実施されたため、市の負担はなかったとのことです。同時期に生涯学習課が、イチョウの樹勢回復のために枝おろしと土壌改良肥料の散布を行っています。課題としては、老木であるため、定期的に樹木医による点検や樹勢回復対策などの対応が必要と考えています。こちらに関しても、関連する生涯学習課と支援方法について検討していきたいと考えていますが、都市整備課としては景観重要樹木の点検等についての市としての支援制度策定を検討していきたいと考えております。(2)和光市景観条例についての説明は以上となります。

戸井原会長

ありがとうございました。ただ今の議題(2)「和光市景観条例について」、何かご意見やご質問等ございますでしょうか？

西原委員

(1)景観重要建造物及び景観重要樹木の指定についてに絡めた質問になりますが、よろしいでしょうか？

景観重要建造物と景観重要樹木が決まった経緯については先ほどお聞きしましたが、新倉ふるさと民家園の近くは、坂が多く、新倉ふるさと民家園が外から景観として見えるかと言われると

見えない状態です。景観重要建造物というのはどのような考え方なのでしょうか？

事務局

景観については様々なご意見があろうかと思いますが、都市整備課としては、どのような観点で考えているかについては、景観計画の目的にもありますが、まちの特色や地域の特性や個性を活かした良好な景観を市民、事業者及び市民が一体となって守っていくという内容のとおり、先進的な良い景観だけではなく、従来から和光市にあり、地域の特色または地域の個性として認められるものという観点も含めて指定されたと理解しています。

西原委員

回答ありがとうございます。指定された場所だけを守るのではなく、周りにも目を配らなければいけないかなと思います。例えば、長照寺のイチョウですが、周りに大きな建物が建って、見えなくなってしまうことも考えられます。そうするとイチョウは守れても景観としては良くないと思います。新倉ふるさと民家園も指定当時は、もしかしたらあんなに坂がなく、見晴らしが良かったかも知れません。景観を守る条例がなかったが故に大きな坂ができてしまった、または建物ができてしまうことがあります。その建造物や樹木自体を守るだけではなく、周りから見える景観についても配慮が必要だと思います。

戸井原会長

ありがとうございました。他に何かございますか？

稲葉委員

ふるさと民家園にしても蒸気機関車にしても、景観というよりは文化財のイメージがかなり強いなという印象です。景観について、昔からあるものを保全していくだけではなく、もっともっと市のキャラクターに寄与するような住んでいく居場所を作っていくということが重要なのではないかなと思います。景観という言葉が英語で調べると、「landscape」という言葉でできます。逆に「landscape」の和訳をすると風景というものが一番にできます。要するに暮らしの場というものです。これからはこっちの意味合いの景観も意識する必要があるのではないかと思います。今日お持ちした川越市のものですけど、参考例になりますが、自販機にメーカーの色を使用するのではなく、また郵便ポストであっても赤色を使用するのではなく、そのまちの風景に目を向けていくことも必要だだと思います。

戸井原会長

ありがとうございました。他にご意見やご質問等、ございますでしょうか？

入澤委員

資料2-1のロードマップについて、緑色部分の景観計画は、水色部分の都市計画マスタープランに即して作られるということですが、すでに都市計画マスタープランは出来上がっているのでしょうか？

事務局

新たな都市計画マスタープランを策定作業中であり、令和3年度末に完成予定です。

入澤委員	都市計画マスタープランは都市整備課が関わっているのですか？
事務局	その通りです。
入澤委員	景観計画は、これからお隣の朝霞市さんのもの等を参考にたたき台を作って、それを令和4年度、令和5年度で景観審議会で審議していくという形になるんですかね？
事務局	その予定です。現在は、ロードマップの案として令和4年度、令和5年度がメインになると考えています。
入澤委員	都市計画マスタープランの中に景観を守ろうといった内容が書かれているのでしょうか？
事務局	都市計画マスタープランというのは、まちづくりに関する大きな方針付けですので、景観重要建造物や景観重要樹木の支援方法等の細かなものまでは、記載は及んでいませんが、これから景観条例や景観計画で定めようとするものの位置づけについては、都市計画マスタープランの中で少しではありますが、お示しすることになると思います。景観に特化したもので都市計画マスタープランがあるわけではなく、まちづくりの一つのパーツの中に景観という要素を盛り込む形で現在策定中となっております。
入澤委員	その都市計画マスタープランの内容については、他の審議会とかで見ていただいているのでしょうか？
事務局	そうですね。マスタープランの内容については、都市計画マスタープラン市民検討委員会を経て、最終的には、都市計画審議会に諮問をかけるという手順がございます。
入澤委員	景観審議会としては、それから下がってきたものをベースに景観計画の作業をしていくということですね。分かりました。ありがとうございます。
戸井原会長	制度的なことを含めて、様々なご意見をいただきました。少し整理させていただきます。都市計画で言えば、最上位の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」がありまして、これは県の作る計画なんですね。それに基づきまして、市町村はもう少し小さなエリアとなりますので、そうすると市町村の独自性、そういうものを組み入れていかないといけない。これが市町村の基本的な方針(マスタープラン)となるわけです。一つの自治体の都市計画のバイブルとして皆さんが使っていくわけですが、都市計画の範疇というのは広く、規制・誘導だつたりを駆使して良好なまちづくりをしていくことがマストになります。そういったことが必要なものを分野別に考

えていくとその中の一つとして景観があるというわけです。また、景観には景観としての趣があるので、これについては、景観法というものが法律として定められています。ただ、景観法について見ていただくと、景観とは何かということは法律上は、定義されていません。じゃあどうするのかということになりますと、景観は数値的に定めることができない。その次の段階としましては、景観を享受する地域の住民にゆだねられるわけです。そういったことで学識とともに景観審議会を作って、専門委員だけではなく、市民の代表の方にも入っていただいたなかで一定の方向性を出していこうというのが趣旨でございます。従いまして、これについてはまだ定まっていないことなので、地域を代表する皆様を含みこうした場で活発に議論していただきたいと思っています。和光市に住んでいる方が納得するような内容で作っていく必要があると考えています。また、条例についても上がっていますが、私権を制限するということで合意形成が必要となってきます、合意形成が図れた際に根拠として条例がでてくるわけです。条例などについて、今すぐに是非を決めるというわけではなく、本日のように多種多様な意見を頂ける機会がなかなかございませんので、これを機に意見をいただきたいと思います。

それでは、他に何かございますでしょうか？

稲葉委員

近隣の朝霞市の制度を見させていただいて、良いことをやっているなと感じました。また、近隣市以外でもどんなまちづくりをして、結果どういう素敵なまちになったかという情報をこの会で共有できれば良いなと思いました。景観について、広く知見を持ったから人からの意見を聞くことも大切だと思っており、市民の意見を聞くことと合わせて進めていければと思います。

例えば、八潮市の八潮街並みづくり100年運動というのがあります。大学と連携し、広く知見を持った研究職の人からアイデアを出してもらい、それを市民の人たちに知ってもらい、最終的には市民の人たちに賛同してもらい主体的になってもらうという手法もあります。そういうやり方があっても良いのではないかなと思います。

また、「よそ者、若者、ばか者」という言葉があると思いますが、そこに住んでいる人だけではなく、外から和光市を見たときにどんなキャラクターで見えているのかというのを聞いていくこともあって良いのではないかなと思います。

戸井原会長

ありがとうございました。それでは、ただ今、話がありましたように他市の事例等があれば、委員の皆様の理解を深めるために事務局の方に今少し情報収集をお願いしてもよろしいでしょうか？

事務局

分かりました。

戸井原会長

それでは、議題(2)「和光市景観条例について」を終了とさせていただきます。続きまして、議題(3)「和光市屋外広告物条例について」に入らせていただきます。事務局より説明をお願い

します。

議題(3)「和光市屋外広告物条例について」説明させていただきます。

景観条例と同時に検討が必要と考えているのが、屋外広告物条例です

まず1屋外広告物条例の現状と課題についてです。

初めに屋外広告物について説明させていただきます。参考資料の埼玉県、屋外広告物条例のし
のりのP1ページをご覧ください。こちらに記載の通り、常時又は、一定の期間継続して屋外で
公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙、はり札並びに広告塔、広告板などに表
示されたものをいいます。

①現状について

現状、和光市独自の屋外広告物条例はなく、埼玉県の屋外広告物条例の規則に従った運用とな
っています。しかし、埼玉県の屋外広告物条例では、和光市独自の景観保全・施設管理などカバ
ー仕切れない部分が生じています。その一つが「禁止地域」についてです。埼玉県景観条例のし
のりのP2ページをご覧ください。

県条例では、特に良好な景観形成への配慮や風致の維持の必要性が高い地域や場所、あるいは
都市公園や学校などの屋外広告物を出すことが望ましくないところでは、「禁止地域」を設け、
屋外広告物を出すことを禁止しています。

②課題について

この「禁止地域」の適用によって、和光市で課題となっているのが、午王山遺跡の景観保全と
駅前広場の屋外広告物についてです。資料3-1をご覧ください。

和光市内にある午王山遺跡が令和2年3月10日に国指定遺跡に指定され、(追加指定令和3年
3月26日)遺跡の保存・活用の方針を定める午王山遺跡保存活用計画を現在、生涯学習課が策定
中です。計画の中で史跡の保存の方向性を地区別に分けて、示しており、とりわけD地区では、
史跡にふさわしい景観保全が示されていますが、埼玉県屋外広告物条例では、法的な拘束力がな
い状態です。

続きまして、駅前広場は、逆に埼玉県屋外広告物条例では、「禁止地域」に指定されており、
屋外広告物を出すことが禁じられています。昨今の厳しい財政の現状や社会情勢の変化に対応す
るため、広告収入を利用することにより、公共公益施設の効率的管理を図ることが求められてい
ますが、屋外広告物を出すことができません。和光市駅南口広場を整備し設置したデジタルサイ
ネージも同様です。

③今後について

今後について、これらの課題について解決するために和光市独自の屋外広告物条例の策定につ
いて検討をしていきたいと考えております。

2 和光市屋外広告物条例について説明させていただきます。

①和光市屋外広告物条例策定におけるロードマップについて

資料3-2をご覧ください。屋外広告物条例策定のロードマップとなっています。ロードマップに沿ってご説明させていただきます。

条例策定の目的は、午王山遺跡が国指定史跡となり、史跡活用において【史跡周辺を含めた景観保全】を目的とすることと、駅前広場における広告規制の一部緩和による【管理費削減】を目的とすることの2件です。

条例の主な内容については、既存の埼玉県屋外広告物をベースとしながら、項目を追加する形で検討することを考えています。

実際に、埼玉県内でも市独自の屋外広告物条例を策定をしているところもあり、参考となりますが、新座市(P. 5)と越谷市(P. 13)となっています。

新座市は、禁止地域に平林寺やその門を追加しています。

越谷市は、屋外広告物の設置許可基準に広告収入を公共的な取り組みの費用に充てる場合は、屋外広告物を設置が可能となっています。

屋外広告物条例の策定手順としましても、ロードマップの下図のとおり、景観条例の策定と同様になりますが、まずは、景観計画の改訂を目指していきたいと考えております。

戸井原会長

ありがとうございました。ただ今の議題(3)「和光市屋外広告物条例について」、何かご意見やご質問等ございますでしょうか？

稲葉委員

午王山遺跡については良いなと思います。駅前広場については、市の方でどのような広告を許可をするといったイメージはあるのでしょうか？というのも資金を得るための交換条件として景観を損ねてしまうのではないかという心配があります。

事務局

駅前広場の広告物について、あらゆる広告物を良しとしてしまうと景観について、考慮されなくなってしまうので、こういった広告物は良しといったような一定の方向性を示しながら、屋外広告物条例の禁止区域から外す必要があると思っています。これに関しては、事務局の方でも詳細として煮詰まっていないので、本日のような委員の皆様の意見を反映しながら進めていくことになると思います。

稲葉委員

今、駅前を見ると、花だったりみどりが、少しありますけど、まだまだ、みどりのイメージが足りないと感じています。その少ないみどりが屋外広告物を掲示するものが増えることによって、みどりの印象が薄れ、駅を下りた人が素敵なまちだなんて思ってもらえるような印象を損なわないと良いなと思っています。

事務局	現在、設置しているデジタルサイネージという施設の有効活用をすることが目的であり、新たに屋外広告物を掲示できるようにものを設置するということを考えているわけではございません。
戸井原委員	ありがとうございます。他に何かご意見はございますでしょうか？
西原委員	今回、埼玉県の屋外広告物条例のしおりや、他市の屋外広告物条例のしおり等を見させていただきましたけど、和光市が屋外広告物条例を策定する際は、プロジェクションマッピングについても追記しておいた方が良いのではないかなと思いました。
事務局	頂いた貴重な意見として、参考にさせていただければと思います。大変具体的なご意見をいただき、ありがたく思います。都市整備課として、できることが、まずは、景観計画を策定し、それに基づき、景観条例を定めることです。先ほど頂いた様々なご意見について、具体的な案に整理できるかと言われると、大変申し訳ございませんが、全て都市整備課でできるわけではございません。他の課等とどのような形で進めていくかなどを話していくことになると思います。ただ、話を進めて行く中で今回のような意見は大変参考になりますので、意見を頂ければと思っています。
戸井原会長	ありがとうございます。
藤田委員	午王山遺跡について、現状、分譲の戸建住宅で建てられていると思いますが、どのように保全していくのでしょうか？
事務局	都市整備課としては、生涯学習課と連携し、屋外広告物を規制する取り組みを行って行きます。この内容については、生涯学習課も賛同しています。具体的な保全の計画については、先ほどのロードマップに示してあるように、現在、生涯学習課が午王山の遺跡保存活用計画について策定中であり、令和4年4月1日に施行予定です。その中で、市としてどのように保存していくかという方針が示されることになると思います。
戸井原会長	他にございますでしょうか？
稲葉委員	開発が進んで、家が建っていくのは仕方がないことだと思いますが、住宅が建っても景観が保てるような策を考えてほしいと思います。三島市の例になりますが、住宅を購入した世帯に苗木を贈呈しています。家が増えていくと、みどりも増える仕組みです。そういったもので保全を図っていくのも良いと思います。

戸井原会長

ありがとうございます。ただ今のはご意見として承ります。他にございますか？それでは、議題(3)「和光市屋外広告物条例について」を終了とさせていただきます。続きまして、議題(4)「今後の進め方について」に入らせていただきます。事務局より説明をお願いします

事務局

議題(4)「今後の進め方について」説明させていただきます。

1.和光市景観計画への反映

先に挙げた景観重要建造物・景観重要樹木の支援方法や屋外広告物条例の制定にあたり、和光市景観計画に即して定めなければなりません。現在の和光市の景観計画は平成21年に策定されたものであり、上記内容について記載されていません。条例の改定・策定にあたり、まずは景観計画の改訂が必要となります。本日ご説明した景観計画の改訂のポイントについて、今後も景観審議会の審議を経ながら検討を進めていきたいと考えております。

2今後のスケジュールについて

案にはなりますが、現在、令和4年度から令和5年度にかけて和光市景観計画の改訂、令和5年度に和光市景観条例・和光市屋外広告物条例の改定・策定を考えております。この景観審議会に上記の内容について、適宜審議をお願いしたいと思っております。参考になりますが、和光市景観計画の42ページに景観計画の見直しについて記載してあります。以上になります。

戸井原会長

ありがとうございました。ただ今の議題(4)「今後のスケジュールについて」、何かご意見、ご質問ございますか？

入澤委員

令和3年度のなかでは、詳細な内容等は検討したりはしないということでしょうか？

事務局

本日、お示しをしたスケジュールは、あくまで案という形で示しております。都市整備課の方でも、この和光市景観計画の改訂や条例の改訂・策定については、業務委託を実施しないと、景観計画の改訂や条例の改正などの課題が、整理がしきれないと考えており、現在令和4年度の予算の要望をおこなっているところでございます。しかし、コロナ禍にあり、市の財政も厳しく、要望どおりに予算がついて、このスケジュールどおりに進められるかについては、いくつか調整がでてくるかもしれません。令和3年度については、本日いただいたご意見について、事務局でも見つけ直す時間にあてたいと考えておりますが、それとともに、近隣市の情報収集も行えればと思っております。

戸井原会長

他にございますでしょうか？

それでは、質疑を終了したいと思います。本日審議頂いた(2)～(4)の議題につきましては、まだ作業体制前ということであり、今後も審議も重なる上でこの会や委員のご意見について、参考にしていただければと思います。以上をもちまして、会を終了します。委員の皆様、長時間に渡り、お疲れさまでした。